

■ 図表3-16 年金、手当及び給付金の額の推移

		1999 ～ 2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
障害 基礎 年金	(1級)	83,775	83,025	82,758	82,758	82,508	82,508	82,508	82,508	82,508	82,175	81,925	81,925	80,500	81,258	81,260	81,177	81,177	81,260	81,427
	(2級)	67,017	66,417	66,208	66,208	66,008	66,008	66,008	66,008	66,008	65,741	65,541	65,541	64,400	65,008	65,008	64,941	64,941	65,008	65,141
特別 児童 扶養 手当	(1級)	51,550	51,100	50,900	50,900	50,750	50,750	50,750	50,750	50,750	50,550	50,400	50,400	49,900	51,100	51,500	51,450	51,700	52,200	52,500
	(2級)	34,330	34,030	33,900	33,900	33,800	33,800	33,800	33,800	33,800	33,670	33,570	33,570	33,230	34,030	34,300	34,270	34,430	34,770	34,970
特別障害者 手当		26,860	26,620	26,520	26,520	26,440	26,440	26,440	26,440	26,440	26,340	26,260	26,260	26,000	26,620	26,830	26,810	26,940	27,200	27,350
障害児福祉 手当		14,610	14,480	14,430	14,430	14,380	14,380	14,380	14,380	14,380	14,330	14,280	14,280	14,140	14,480	14,600	14,580	14,650	14,790	14,880
特別 障害 給付 金	(1級)				50,000	49,850	50,000	50,000	50,700	50,000	49,650	49,500	49,500	49,700	51,050	51,450	51,400	51,650	52,150	52,450
	(2級)				40,000	39,880	40,000	40,000	40,560	40,000	39,720	39,600	39,600	39,760	40,840	41,160	41,120	41,320	41,720	41,960

注：2020年4月以降（8月支払い分以降）の手当額は、0.5%引き上がる。

資料：厚生労働省

## （2）個人財産の適切な管理の支援

認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力の不十分な人々の財産管理の支援等に資する成年後見制度及び成年後見登記制度について周知を図っている。

また、都道府県・指定都市社会福祉協議会等では、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が必ずしも十分でない人の自立を支援するため、日常生活自立支援事業において、福祉サービスの利用に伴う預金の払い戻しや預け入れの手續等、利用者の日常的な金銭管理に関する援助を行っている。

# TOPICS

## 障害者扶養共済制度（しょうがい共済）

～「障害のある人が、生涯安心して暮らしていけるように」～

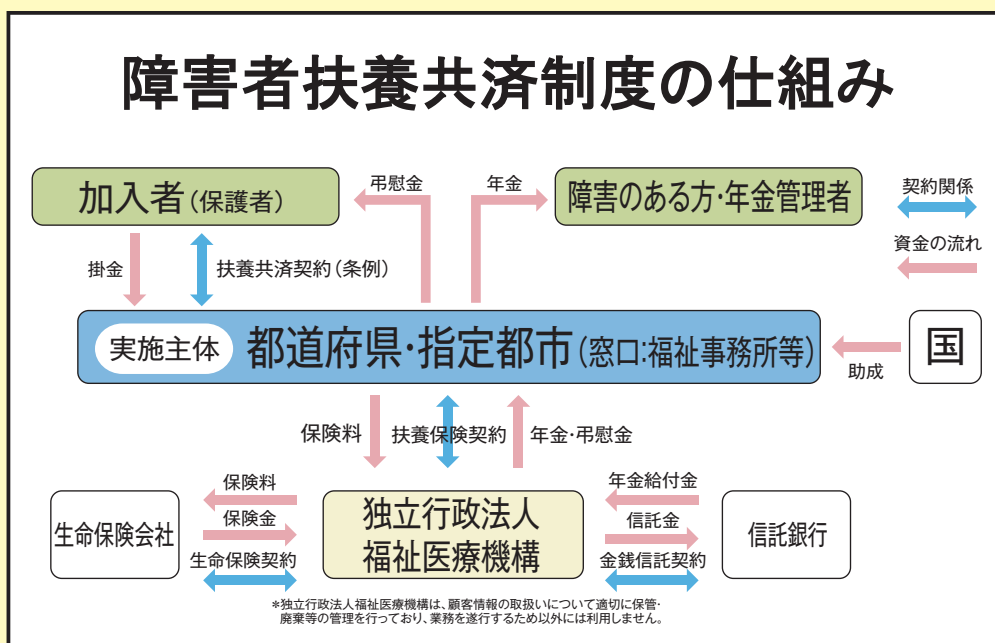
「障害者扶養共済制度（愛称：しょうがい共済）」は、障害のある人を育てている保護者が毎月掛金を納めることで、その保護者が亡くなったときなどに、障害のある人に一定額の年金を一生涯支給する制度である。

この制度は、保護者に万一のことがあっても、遺された障害のある人が安定した生活を送れるように、また、障害のある人の将来の生活に対して保護者が感じている不安を軽減できるようにという関係者の思いから、一部の地方自治体独自の制度として始まった。それが、1970年に、社会福祉事業振興会（現：独立行政法人福祉医療機構）が地方自治体独自の制度を補完することにより、全国規模の制度へ発展したものである。現在は、すべての都道府県・政令指定都市で実施されている。

### ● 制度の仕組み

障害者扶養共済制度への加入を希望する保護者は、都道府県・政令指定都市の担当窓口に申し込み、審査により加入要件（※1）を満たしている場合に、制度に加入することができる。加入者は、毎月一定の掛金を支払い、支払われた掛金は、地方自治体から福祉医療機構に納められ、さらにそれが生命保険契約を締結している生命保険会社へ保険料として支払われている。

そして、加入者が亡くなった場合などに、生命保険会社から福祉医療機構に保険金が支払われ、福祉医療機構は、その保険金を信託銀行に信託して運用しながら、障害のある人に毎月年金を支給する仕組みになっている。



※1 保護者の年齢が65歳未満で健康であることや、一定程度の障害がある人を扶養していることなど、保護者と障害のある人、それぞれの要件がある。

## ● 障害のある人を支えるための様々なメリット

障害者扶養共済制度には、①一般的に生命保険における保険料が、「純保険料」と「付加保険料」(※2) から成り立っているのに対し、その掛金(保険料)は「純保険料」のみで設定されているため、低く抑えられていること、②各種の税制優遇措置(※3)があることなど様々なメリットがある。

また、公的年金や生活保護を受給していても、この制度の年金を受け取ることができることから、公的年金等の上乗せとしての役割も果たしている。

※2 純保険料・・・保険金等の給付を行うための原資  
付加保険料・・・保険事業の運営に必要な事業費

※3 税制優遇  
掛金の全額が所得控除の対象となる。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかからない。

**「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」  
の4つのメリット**

<b>毎月2万円の 終身年金</b>	<b>掛金が 割安</b>	<b>税制優遇</b>	<b>公的制度 だから 安心</b>
保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に <b>毎月2万円が生涯にわたって支給されます。</b> (2口加入の場合は4万円)	制度の運営に関する事務経費などの「 <b>付加保険料</b> 」が <b>必要ない</b> ため、掛金が安くなっています。	加入者が支払う掛金は <b>所得控除の対象</b> になるので、所得税・住民税の軽減につながります。	<b>都道府県・指定都市が実施</b> している任意加入の制度です。

## ● 掛金と年金額

掛金の月額、加入時の年度の4月1日時点の保護者の年齢に応じて決まる。

次の2つの要件を両方とも満たした以後の加入月から、掛金は免除される。

- ① 年度初日(4月1日)の保護者の年齢が、65歳となったとき
- ② 加入期間が20年以上となったとき

障害のある人1人に対し、2口まで加入することができる。

保護者が死亡し、又は重度障害になったときから、障害のある人に対して、生涯にわたり毎月2万円(2口の場合は毎月4万円)の年金が支給される。

### 「障害者扶養共済制度」掛金月額について

年齢	掛金月額(1口あたり)
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※ 制度の見直しにより掛金が改定されることもあります。

心身障害者扶養保険事業

検索



## 4. 施設サービスの再構築

### (1) 地域生活を支える拠点としての施設整備

障害のある人の意向を尊重し、施設入所者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活の技能を高めることを目指し、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第116号）に基づき、施設等から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活を支える拠点として、施設の専門的機能を地域に開放する「地域化」を進めることとしている。

このため、グループホームを計画的に整備するなど、障害のある人の地域移行を促進する一方、障害のある人が利用する施設については、地域の重要な資源として位置づけ、積極的にその活用を図ることとしている。

### (2) 施設の地域利用

施設に対しては、従来のように、入所者を対象にするだけでなく、施設が蓄えてきた知識や経験を活用し、あるいは施設の持っている様々な機能を地域で生活している障害のある人が利用できるように、支援を行うことが求められており、今後、障害者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源として位置づけ、その活用を図ることが重要であり、こうした取組の一層の充実を図ることとしている。

このため、「第5期障害福祉計画」において、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等を各市町村、又は各圏域に少なくとも1つ整備することとなっている。

## 5. スポーツ・文化芸術活動の推進

### (1) スポーツの振興

#### ア 障害者スポーツの普及促進

2019年度「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」によると、障害のある人（成人）の週1回以上のスポーツ・レクリエーション実施率は25.3%（成人全般の実施率は53.6%（2019年度「スポーツの実施状況に関する世論調査」））にとどまっており、上昇傾向にはあるものの、地域における障害者スポーツの一層の普及促進に取り組む必要がある。

2018年度から引き続き、地域における障害者スポーツの振興体制の強化、障害の有無を問わず身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備を図る取組や、障害者スポーツ団体と民間企業とのマッチング等により障害者スポーツ団体の体制の強化を図り、他団体や民間企業等と連携した活動の充実につなげる取組を実施している。さらに、2019年度からは、様々なパラスポーツを試したい者に対して、スポーツ車いす、スポーツ義足等の障害者スポーツ用具のレンタル等を実施するとともに、スポーツ用具の保守・調整や使い方の指導を行える人材等を備えた拠点（障害者スポーツの普及拠点）を整備することを目指し、関連の取組を順次実施している。

また、2018年度から2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を契機に、全国の特別支援学校で地域を巻き込んだスポーツ・文化・教育の祭典を実施するとともに、特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点としていくことを目指す「Specialプロジェクト2020」を実施している。



障害のある人とない人が参加できるバドミントン大会の様子

## イ 障害者スポーツの競技力向上

スポーツ庁では、「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（2016年10月）や「第2期スポーツ基本計画」（2017年3月）に基づき、パラリンピックの競技特性や環境等に十分配慮しつつ、オリンピック競技とパラリンピック競技の支援内容に差を設けない一体的な競技力強化支援に取り組んでいる。

具体的には、障害者スポーツの競技団体を含む各競技団体が行う強化活動に必要な経費等を支援する「競技力向上事業」を実施している。

また、「ハイパフォーマンス・サポート事業」により、パラリンピック競技大会でメダル獲得が期待される競技を対象に、スポーツ医・科学、情報による専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施している。なお、2018年8月からジャカルタ（インドネシア）で開催された第18回アジア競技大会・アジアパラ競技大会において、東京2020大会を見据えたケアや映像分析等サポートのトライアル（試行的取組）を実施した。

さらに、2017年度から「ハイパフォーマンスセンターの基盤整備」において、東京2020大会等に向けた我が国アスリートのメダル獲得の優位性を確実に向上させるため、競技用具の機能を向上させる技術等の開発を実施している。

加えて、トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方についての調査研究に関する有識者会議「最終報告」（2015年1月）を踏まえ、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点としてナショナルトレーニングセンターの拡充整備に取り組んでおり、2019年6月末に完成した。また、同センターの周辺のバリアフリー化の促進に向け、関係省庁等連絡会議を開催し、関係機関が連携して取組を進めている。

## 主な国内・国際障害者スポーツ大会

### ○全国障害者スポーツ大会

2001年度から、それまで別々に開催されていた身体に障害のある人と知的障害のある人の全国スポーツ大会が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されている。2008年度から、精神障害者のバレーボール競技が正式種目に加わり、全国の身体、知的、精神に障害のある方々が一堂に会して開催される大会となっている。本大会は、障害のある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に、当該開催都道府県で行われている。2019年度の第19回大会は、精神障害者の卓球競技が正式種目に追加され、茨城県において開催される予定であったが、台風により中止となった。なお、2020年度の第20回大会については、鹿児島県で開催される予定である。



第18回全国障害者スポーツ大会（2018福井しあわせ元気大会）

### ○全国ろうあ者体育大会

本大会は、聴覚に障害のある人が、スポーツを通じて技を競い、健康な心と体を養い、自立と社会参加を促進することを目的として、1967年度から開催されている。2019年度は、第53回となる夏季大会が鳥取県・島根県で開催され、10競技に選手・役員合わせて約1,400人が参加した。なお、2020年度の第54回夏季大会については、九州ブロックで開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の流行を受け中止となった。

### ○デフリンピック

4年に一度行われる、聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。夏季大会は1924年にフランスのパリで第1回大会が開催され、2017年には、トルコのサムスンにおいて第23回大会が開催された。冬季大会については1949年にオーストリアのゼーフェクトで第1回大会が開催され、2019年12月にイタリアのヴァルテッリーナ、ヴァルキアヴェンナ地方で開催された第19回大会では、日本選手団として選手15名が参加し、6名が入賞した。

### ○スペシャルオリンピックス世界大会

4年に一度行われる、知的障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。順位は決定されるものの最後まで競技をやり遂げた選手全員が表彰される、といった特徴がある大会である。

夏季大会は1968年を第1回（米国・シカゴ）としており、2019年3月にアラブ首長国連邦のアブダビにおいて第15回大会が開催された。冬季大会は1977年を第1回（米国・コロラド州）としており、2017年にはオーストリアのシュラートミンクにおいて第11回大会が開催された。

また、スペシャルオリンピックスでは、知的障害のある人となない人が共にチームを組みスポーツを楽しむ取組も進めており、世界大会の種目にも採用されている。

### ○パラリンピック競技大会

オリンピックの直後に当該開催地で行われる、障害者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。夏季大会は、1960年にイタリアのローマで第1回大会が開催され、オリンピック同様4年に一度開催されている。2016年には、ブラジルのリオデジャネイロにおいて第15回大会が開催された。次回は、2021年、東京において開催が予定されている。冬季大会は、1976年にスウェーデンのエンシェルスヴィークで第1回大会が開催されて以降、オリンピック冬季大会の開催年に開催されている。2018年3月には、韓国の平昌（ピョンチャン）において第12回大会が開催された。次回は、2022年に中国の北京で開催が予定されている。

## TOPICS

### スポーツを通じた共生社会実現に向けた取組

スポーツ庁では、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を契機として共生社会を実現するため、障害の有無にかかわらずスポーツに親しめる環境づくりを進めている。

夏季のパラリンピック競技大会が同一都市で2回開催されるのは東京2020大会が史上初であり、開催国として東京2020大会を成功に導くために、2016年度からパラリンピック教育を推進する「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」を実施している。事業は主に2つあり、①学校現場でのパラリンピック教育の取組を促進するために、パラリンピアンやパラアスリートなどを学校に派遣し、自身の体験やエピソードに関する講演やパラ競技体験などを児童生徒と共に実践したり、②多くの児童生徒にパラ競技への興味関心を高めてもらうため、競技会場にてパラ競技を実際に観戦し事前事後に選手や競技に関する学習をしたりと、様々な活動を通じてパラリンピック教育を推進している。これらの活動によりパラ競技への興味関心を高め、共生社会への理解促進をより一層進めていく。

また、各地においても、県民パラスポーツ大会や、学校区、大学、企業対抗など様々なレベルでのパラスポーツの体験会・交流会が実施されるなど、これらの取組はさらに広がりを見せている。このような動きが広がる中で、近年は、特に障害のある人と障害のない人が同じスポーツに参加する取組に注目が集まっている。知的障害のある人にスポーツの機会を提供するスペシャルオリンピックスでは、知的障害のある人とない人が同じチームで練習を積み試合を行う「Unified Sports®」の取組が進められているほか、一般社団法人日本障がい者サッカー連盟による、障害のある人と障害のない人が一緒にサッカーを楽しむ「JIFFインクルーシブフットボールフェスタ」など、互いの理解や心のバリアフリーを目指した多くの取組が行われている。また、従来のスポーツ大会に障害のある人の部門が併せて設けられる試みや、障害のある人のスポーツ大会に同一のルールで障害のない人が参加できる大会も広がってきている。

引き続き、これらの様々な取組の普及を通じて、多くの方に障害者スポーツの魅力伝えていくとともに、スポーツを通じた共生社会の実現に向け取り組んでいく。

長野県民パラスポーツ大会（東御市）



ボッチャ競技の様子



車いすポートボールの様子

## TOPICS

### スポーツを通じた社会参加の推進

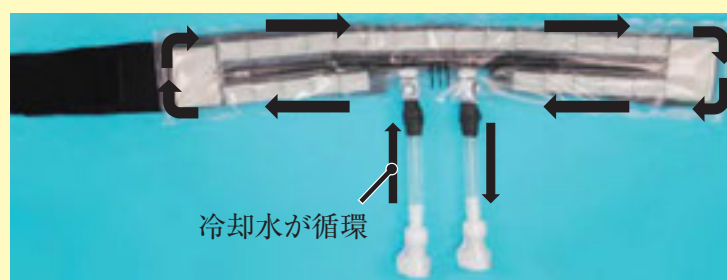
2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けて、国立障害者リハビリテーションセンターは、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会と連携し、選手のメディカルチェックの実施とともに必要に応じた診断書を発行し、練習環境の支援を行っている。また国立スポーツ科学センターと協定を結びパラリンピック・アスリートの医科学研究を共同で進めている。

夏季の大会では暑さの問題が懸念されるため、研究所を中心に体温調節システムの開発を行い、選手の練習を支援するとともに一般の障害者の外出支援につながる研究開発を行っている。

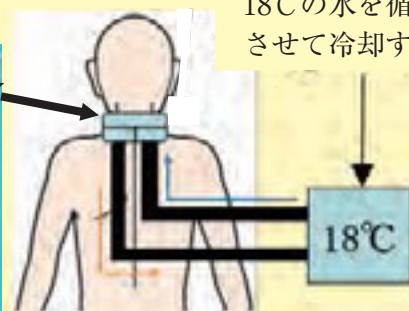
選手のプレーを支える道具と体のフィッティングもパラスポーツの重要な要素であり、病院・研究所の各部門で用具の調節、開発を実践している。

#### 【車椅子アスリートを対象とした体温調節支援のための研究事例】

頸部に装着する冷却ベルト



18℃の水を循環させて冷却する



#### 【競技用具のフィッティング】

チェアスキーの外観



選手が座る部位（バケット）は体格や体幹機能に合わせて作成する



## (2) 文化活動の振興

我が国の障害者による文化芸術活動については、近年、障害福祉分野と文化芸術分野双方から機運が高まっており、広く文化芸術活動の振興につながる取組が行われている。

東京2020大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害のある人の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行う「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」を2015年度から文化庁と厚生労働省が共同で開催してきた。

厚生労働省では、2013年に開催された「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」の中間とりまとめを受け、2014年度からは芸術活動を行う障害のある人やその家族、福祉事業所等で障害のある人の芸術活動の支援を行う者を支援するモデル事業を実施し、事業で培った支援ノウハウを全国展開すべく、2017年度からは障害者芸術文化活動普及支援事業を実施し、障害のある人の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図っている。

また、障害のある人の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、「第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会」（2019年度）を、「第34回国民文化祭・にいがた2019」（2019年度）と一体的に開催した。

第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会の様子



オープニングフェスティバル

資料：厚生労働省



展示

さらに、文化庁では、障害のある人の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいる。

また、国立美術館、国立博物館は、障害者手帳を持つ人について展覧会の入場料を無料としているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館などにおいて、車いす利用者も利用できるトイレやエレベーターの設置等障害のある人に対する環境改善も進められている。

2018年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年法律第47号）が成立・施行されたことを受け、国は、2019年3月、同法に基づく基本計画を作成した。この計画に基づき、上記をはじめとする障害者による文化芸術活動の推進に関する施策をより総合的かつ計画的に推進しているところである。

オリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典のみならず文化の祭典でもあり、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）において、日本文化の魅力を発信して

いくこととしている。2016年3月に、関係府省庁、東京都、大会組織委員会を構成員とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」を開催した。その中で2021年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、障害のある人にとってのバリアを取り除く取組等成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証するとともに、日本全国へ展開することを決定した。2020年3月末時点で約16,000件の事業を認証した。

## 第3章第1節 5. スポーツ・文化芸術活動の推進

／文部科学省

**TOPICS****障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び基本的な計画について**

近年、障害福祉分野と文化芸術分野双方からの、障害者による文化芸術活動への機運の高まりを受けて、議員立法により「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年法律第47号）が成立し、2018年6月に公布、施行された。

本法は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、「文化芸術基本法」（平成13年法律第148号）及び「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

本法に基づき、関係省庁による障害者文化芸術活動推進会議や文化芸術及び福祉関係者等を委員とする障害者文化芸術活動推進有識者会議の議論等を経て、2019年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を公表した。計画には、法律に定める3つの基本理念を基本的な視点とし、2019年度～2022年度までを対象期間として、鑑賞・創造機会の拡大や作品等の発表機会の確保など、11の項目における具体的な施策の方向性を記載しており、計画に基づき、障害のある人による文化芸術活動の充実に向けた各種取組を実施している。また、法律では地方公共団体による計画の策定が努力義務とされていることから、地方においても計画が策定され、それに基づく取組が推進されるよう、あわせて支援していくこととしている。

## 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の概要

## 本計画の位置付け

- ・ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする

## 障害者による文化芸術活動推進に当たっての意義と課題

障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与する

## 基本的な方針

- 障害者文化芸術推進法の定める3つの基本理念を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組む

**視点1） 障害者による文化芸術活動の幅広い促進**

芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要

**視点2） 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化**

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれており、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが重要

**視点3） 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現**

地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築することが重要

## 施策の方向性

- 障害者基本計画及び文化芸術推進基本計画の計画期間を踏まえ、2019～2022年度を対象期間とする

**(1) 鑑賞の機会の拡大**

- ・ 障害特性に応じた利用しやすい環境整備の推進
- ・ 適切な対応ができる人材の育成
- ・ 地域における鑑賞機会の創出 等

**(2) 創造の機会の拡大**

- ・ 創造活動の場の創出・確保
- ・ 多様な創造活動の場における環境・内容の充実
- ・ 創造活動の場と障害者をつなぐ人材の育成 等

**(3) 作品等の発表の機会の確保**

- ・ 発表の場の創出・充実
- ・ 海外への発信 等

**(4) 芸術上価値が高い作品等の評価等**

- ・ 作品や活動等の情報収集・発信と環境整備
- ・ 作品や活動に対する保存等の取組 等

**(5) 権利保護の推進**

- ・ 作品等に関わる様々な諸権利の普及啓発
- ・ 自らの意思表示に困難を伴う障害者への配慮
- ・ 研修、相談などの環境整備 等

**(6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援**

- ・ 企業等における環境整備や販路開拓の促進
- ・ 地域における相談支援体制の促進 等

**(7) 文化芸術活動を通じた交流の促進**

- ・ 地域、国内外など幅広い交流の促進
- ・ 文化、福祉、教育等の各分野の連携・交流 等

**(8) 相談体制の整備等**

- ・ 地域における相談や支援体制の全国的な整備 等

**(9) 人材の育成等**

- ・ 障害者による文化活動を理解し支援等を行うための人材の育成・教育 等

**(10) 情報の収集等**

- ・ 障害者による文化芸術活動の調査研究
- ・ 国内外における情報収集・発信の促進 等

**(11) 関係者の連携協力**

- ・ 身近な地域におけるネットワークの整備
- ・ 各地域を結んだ広域的な連携の推進 等